

事務連絡
令和2年(2020年)9月17日

各県立学校長 様

体育保健課長補佐 濱本昌宏

新型コロナウイルス感染症の感染対策等に係る児童生徒・保護者等への周知徹底について

平素より新型コロナウイルス感染症の感染対策等では大変お世話になっております。特に、感染予防及び陽性者発生時の対応については、迅速かつ丁寧に対応していただき、大変感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、これまでの感染状況から長期的な対応が求められることが見込まれます。

つきましては、本年度の事例から、各学校において再度徹底していただきたいことがありますので、下記について御確認の上、引き続き、感染対策の徹底をお願いします。

記

1 本県感染レベル4段階における出席停止について

本県のリスクレベルは、依然レベル4を維持しております。レベル4段階において、同居する家族に発熱等の風邪症状がみられる場合、児童生徒は出席停止となります。同居する家族に風症状がみられる場合、児童生徒は登校を、教職員は出勤を控えるよう、全ての児童生徒、保護者及び教職員に確実に周知願います。くれぐれも無理をして登校や出勤をすることがないように併せて周知願います。

2 濃厚接触者の2週間自宅待機を踏まえた感染対策の徹底について

保健所の判断により、児童生徒及び教職員が濃厚接触者に特定された場合は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間の自宅待機が必要となることを全ての教職員に再度、周知願います。

学校から陽性者が出た場合は、保健所の調査により濃厚接触者を特定します。マスク着用やソーシャルディスタンスの確保など確実な感染対策を講じていることで、濃厚接触者数を最小限にとどめることができます。児童生徒の学びを保障するため、日ごろからの感染対策の徹底についても併せて周知願います。

3 出席停止の基準に該当する場合の連絡について

出席停止の基準に該当する場合は、保護者から学校に連絡するように通知されていると存じますが、特に、次の3点の場合は、速やかに学校に連絡するよう、全ての保護者及び教職員に確実に周知願います。

- ・児童生徒の感染が判明した場合
- ・児童生徒が濃厚接触者に特定された場合
- ・児童生徒がPCR検査を受けることが決定した場合

なお、保護者からの連絡が遅れると学校の対応も遅れ、学校内の感染拡大にもつながる恐れがあることについても併せて周知いただくとともに、「休日、留守電で学校に電話がつかならなかった」といったこと等がないよう、休日や夜間等の連絡方法についても併せて周知願います。